

1 住宅部分の認定を受ける場合

次に掲げる場合の区分（申請の戸数）に応じ、それぞれ次に定める金額			
区 分	(a) 適合書添付の場合	(b) (a) 以外の場合	
一戸建ての場合	4,000円	33,000円	
共同住宅等 (申請の戸数)	1戸	4,000円	33,000円
	2～5戸	9,000円	66,000円
	6～10戸	15,000円	93,000円
	11～25戸	25,000円	130,000円
	26～50戸	43,000円	187,000円
	51～100戸	77,000円	268,000円
	101戸～200戸	121,000円	363,000円
200戸超	153,000円	476,000円	

※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあつては、既に認定を受けた住宅部分については、それぞれの手数料の1/2の額【※戸数が増える場合は、新規の別申請】

2 建築物全体の認定を申請する場合（同時に住宅部分の認定申請をする場合を含む）

次に掲げる金額を合計した金額（(i) + (ii) + (iii)）			
(i) 建築物全体の戸数に応じ、それぞれ次に定める金額（(1)と同額）			
区 分	(a) 適合書添付の場合	(b) (a) 以外の場合	
共同住宅等 (建築物全体の戸数)	1戸	4,000円	33,000円
	2～5戸	9,000円	66,000円
	6～10戸	15,000円	93,000円
	11～25戸	25,000円	130,000円
	26～50戸	43,000円	187,000円
	51～100戸	77,000円	268,000円
	101～200戸	121,000円	363,000円
	200戸超	153,000円	476,000円
(ii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（共同住宅の共用部分）			
共用部分の床面積の合計が300㎡以内の場合	9,000円	104,000円	
300㎡超え 2,000㎡以内の場合	25,000円	172,000円	
2,000㎡超え 5,000㎡以内の場合	77,000円	267,000円	
5,000㎡超え 10,000㎡以内の場合	121,000円	343,000円	
10,000㎡超え 25,000㎡以内の場合	153,000円	410,000円	
25,000㎡超えの場合	191,000円	478,000円	
(iii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非住宅の部分）			
非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内の場合	9,000円	229,000円	
300㎡超え 2,000㎡以内の場合	25,000円	366,000円	
2,000㎡超え 5,000㎡以内の場合	77,000円	521,000円	
5,000㎡超え 10,000㎡以内の場合	121,000円	639,000円	
10,000㎡超え 25,000㎡以内の場合	153,000円	753,000円	
25,000㎡超えの場合	191,000円	860,000円	

※認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更にあつては、それぞれの手数料の1/2の額を合計した金額【戸数、共用部分、非住宅部分が増える場合は、それぞれ当初の手数料の額】